

# 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型

## 居宅介護事業所ぬくもり運営規程

特定非営利活動法人田万川地域サポート 21

小規模多機能ホーム ぬくもり

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利法人地域サポート 21 が設置経営する指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下、「小規模多機能ホームぬくもり」という）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とします。

### (基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、利用者の日々の暮らしの支援を行い、また利用者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

### (運営の方針)

第3条 当事業所において提供する小規模多機能型居宅介護（介護予防含む、以下同じ）は、介護保険法（以下、「法」という）並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとします。

- 2 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適当にサービスを提供します。
- 3 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供します。
- 4 小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、小規模多機能居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供します。
- 5 小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供等について理解しやすいように説明を行います。
- 6 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供します。
- 7 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定して計画的に介護を行います。
- 8 常に提供する小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて結果を公表し、改善を図ります。  
さらに、提供するサービスの質の管理、評価を科学的手法の導入によって行い、常に介護の質の向上に努めます。
- 9 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため必要な体制の整備を行うとともに、

従業者に対して研修を実施する等の措置を講じます。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとします。

小規模多機能ホーム むくもり

(事業所の所在地)

第5条 当事業所の所在地は次のとおりとします。

山口県萩市大字江崎55番地

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第6条 当事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

(1) 管理者 1人

管理者は、事業を代表し、業務の総括にあたる。

(2) 介護支援専門員 1人

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所利用者の小規模多機能型居宅介護計画の作成の取りまとめ、地域の包括支援センターや訪問看護事業所等他の関係機関との連絡・調整を行う。

(3) 看護職員 1名以上

利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者のかかりつけ医等の関係医療機関との連携を行う。

(4) 介護職員 5名以上(常勤1名以上)

小規模多機能型居宅介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

また、宿泊に対して1人以上の夜勤者を配置する。その他自宅等で暮らしている利用者に対して宿直1名以上を配置する。

(営業日及び営業時間)

第7条 当事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとします。

(1) 営業日 年中無休

(2) 営業時間

① 通いサービス(基本時間) 9時30分～16時00分

② 宿泊サービス(基本時間) 16時00分～9時30分

③ 訪問サービス(基本時間) 24時間

※ 緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供します。

(利用定員)

第8条 本事業所における登録定員は、25人とします。

(1) 1日に通いサービスを提供する定員は12人とします。

(2) 1日に宿泊サービスを提供する定員は8人とします。

(小規模多機能型居宅介護の内容)

第9条 小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとします。

(1) 通いサービス

当事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

① 日常生活上の援助

日常生活上の動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- ア. 移動の介助
- イ. 養護（休養）
- ウ. 通院の介助等その他必要な介助
- ② 健康チェック  
血圧測定等、利用者の全身状態の把握
- ③ 機能訓練  
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。
  - ア. 日常生活上の動作に関する訓練
  - イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）
  - ウ. グループ活動
  - エ. 行事的活動
  - オ. 園芸活動
  - カ. 趣味活動（ドライブ、買物等含む）
  - キ. 地域における行事等への参加
- ④ 食事支援
  - ア. 食事の準備、後片づけ
  - イ. 食事摂取の介助
  - ウ. その他の必要な食事の介助
- ⑤ 入浴支援
  - ア. 入浴または清拭
  - イ. 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助
  - ウ. その他必要な介助
- ⑥ 排泄支援  
利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。
- ⑦ 送迎支援  
利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行う。
- (2) 訪問サービス  
利用者の自宅を訪問し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。
- (3) 宿泊サービス  
当事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等日常生活上の世話や機能訓練を提供する。
- (4) 相談・助言等  
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。
  - ① 日常生活に関する相談、助言
  - ② 認知症高齢者等を抱える家族への相談、助言
  - ③ 福祉用具の利用方法の相談、助言
  - ④ 住宅改修に関する情報の提供
  - ⑤ 医療系サービスの利用についての相談、助言
  - ⑥ 日常生活を営む上で必要な行政機関に関する手続
  - ⑦ 家族・地域との交流支援
  - ⑧ その他必要な相談、助言

(小規模多機能型居宅介護の利用料)

第10条 当事業所が提供する指定小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）の利用料は、介護報酬の告示上の額とします。ただし、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払を受けることとします。

- (1) 宿泊は、1泊につき2,800円を頂きます。
  - (2) 食費は、利用した食事に対して、朝食300円、昼食550円、夕食400円、おやつ代（2回）160円を頂きます。
  - (3) おむつ代は、実費を頂きます。
  - (4) 前各号に掲げるものの他、小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を頂きます。
- 2 前項ただし書きの費用については、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用の説明をした上で、利用者の同意を得ることとします。
- 3 利用料の支払は、月ごとに発行する請求書に基づき、現金、銀行口座振込、郵便預金口座振替により指定期日までに受け取ることとします。
- 4 利用料を口座振り込みした場合の領収書は、振り込み明細書とします。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施区域は次のとおりとします。

田万川地域・須佐地域

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(緊急時における対応策)

第13条 職員は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告することとします。

- 2 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに、受診等の適切な処置を講じます。
- 3 必要に応じて、家族（または身元引受人）による支援・協力を依頼します。

(非常災害対策)

第14条 小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。

- 2 非常災害に備え、定期的に年2回以上の避難訓練を行います。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第15条 小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資

すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ます。

- 2 当事業所は小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめます。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 職員の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けます。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 定期的研修 随時(年1回以上)
- 2 職員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められたときは、これを提示します。
- 3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこととします。
- 4 当事業所の通常の事業の実施地域、利用者・家族の置かれた諸事情等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じます。
- 5 当事業所は、前項の被保険者証に「法」第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護サービスを提供します。
- 6 小規模多機能型居宅介護の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知することとします。
- 7 当事業所は、居宅介護支援事業所またはその従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しません。
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めることとします。

付 則

- 1 この運営規程は、平成19年4月1日から施行します。
- 2 この運営規程は、平成24年4月1日から施行します。
- 3 この運営規程は、平成25年6月1日から施行します。
- 4 この運営規程は、平成29年2月1日から施行します。
- 5 この運営規程は、平成30年8月1日から施行します。
- 6 この運営規程は、令和2年4月1日から施行します。
- 7 この運営規定は、令和2年9月1日から施行します。
- 8 この運営規定は、令和3年1月1日から施行します。
- 9 この運営規定は、令和3年10月12日から施行します。
- 10 この運営規定は、令和4年4月1日から施行します。